

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答	
1	2	第2 及び 第3	2.1.2 最適化計画の実施内容及び 3.1.2 情報格納システム(DA)	(1) 利便性の維持・向上 Dイ  (1) 概要 Aエ  Dイ 大判資料の閲覧機能を強化するため、大判資料の閲覧用高機能ビューア及びDAのトップページに館所蔵の主な資料をピックアップして表示する機能を導入する。  Aエ 大判画像データ 館所蔵資料のうち、重要文化財や国絵図等の大判資料などを、高機能ビューア用のフォーマット等へ変換したデータ。システムへのデータ登録時に、JPEG2000形式のデータより自動生成される。	大判画像の閲覧用に「大判資料の閲覧用高機能ビューア」を「導入する」とありますが、高機能ビューアの詳細仕様が記載されていないため、明確にさせていただきたいと考えます。	要件定義書(案)のとおりとする。  より良い提案を求める。	
2	3	第2	2.1.2 最適化計画の実施内容	(2)経費削減 ア  ハードウェア、ソフトウェア、インターネット回線、ネットワーク機器等の共有可能な機器の統合を行い、システム全体として、コスト削減や運用の効率化を図る。	第7 図7-1.次期DA等システム機器構成概要図からは調達範囲にインターネット回線が含まれない理解ですが、本要件は、インターネット回線を除くハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器等でコスト削減や運用の効率化を図るという理解でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。	
3	3	第2	2.1.3 最適化工程表	図2-1. 全体スケジュール	運用期間について、本要件及び「第9 9.1 A 全体スケジュール」より、運用開始が2016年4月1日であることは読み取れますが、運用終了が明記されていません。運用終了を年月日で明記していただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。	
4	3	第2	2.1.3 最適化工程表	図2-1. 全体スケジュール	アジア歴史資料センター資料提供システムの運用が2016年度半ばまでとなっておりますが、本システム運用は2016年度初めからとなっております。アジア歴史資料センター資料提供システムの構築は2015年度内に完了し、2016年度は移行及び切り替えのみ行うという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。	
5	8	第2	2.3.4 業務量	-	現行システムの業務処理時間は、14,376時間/年である。	「現行システムの業務処理時間は、14,376時間/年」とありますが、内訳をご教示いただけないでしょうか。(例.バッチ処理xx時間、業務処理xx時間、等)	要件定義書(案)のとおりとする。
6	8	第2	2.3.6 成果指標・目標	-	業務・システムの最適化により、以下の効果を得ることとしている。 経費 81,000(千円)削減 業務処理時間 14,376時間/年 アクセス数 680,000 件 稼働率 99.9%	成果指標・目標として「アクセス数 680,000件」とありますが、単位は「1年あたり」との認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
7	13	第2	2.5.3 納入成果物	(1) 納入成果物一覧 C  No2 運用支援手順書 ドキュメントの概要 「新規接続先との調整作業」について	「新規接続先」とは具体的に何を示していますでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。	
8	14	第2	2.5.3 納入成果物	(2) 納入形態  本調達においては、第2 2.5.3 (1) の納入成果物を3部(正本1部、副本2部)及び電子媒体(担当職員が指定する形式・媒体によるものとする。)を1部提出する。	電子媒体に含まれる納入ドキュメントは、wordやExcel形式もあると想定していません。 Microsoft Officeのバージョン指定がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。	

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答	
9	15	第3	3.1.1 概要 及び 全般	(1)システム構成	国立公文書館デジタルアーカイブ(以下「DA」という。)等システムは以下のシステムで構成される。 (表3-1 システム構成一覧表)	「DA等システムの基本的な機能については、現行のDA、アジ歴システムを基本として構築することとし」とありますが、受託後の設計・開発工程にて、現行プログラム、設計書をご提供いただけますでしょうか。 また、入札公示期間中の閲覧も可能としていただけますでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。  入札公示中における設計書の閲覧を予定している。
10	15	第3	3.1.1概要 及び 全般	(1)システム構成	国立公文書館デジタルアーカイブ(以下「DA」という。)等システムは以下のシステムで構成される。 (表3-1 システム構成一覧表)	本システムは、基本的に現行システム(DA及びアジ歴)の設計を継承することとなっておりますので、ソースコードの参照及び再利用を可能としていただけますでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
11	15	第3	3.1.1概要	(2)システム利用者	DA等システム(DA)の利用者と利用するシステムは以下に分類される。 (表3-2 システム利用者一覧表)	表3-2の利用システムに「業務支援システム」「運用管理支援システム」とありますが、これらシステムの定義は表3-1にはありません。 これらシステムの定義をご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
12	16	第3	3.1.1 概要	(3) インターフェース定義	A 対象ブラウザで各システムが利用できること	「対象ブラウザ」の定義は「2.2 用語の定義」において「HTML5対応のもの」と定義されていますが、HTML5対応のブラウザは幅広く、すべてのブラウザに対して動作保証を行うことは困難と考えられます。ブラウザの種類、バージョンを限定していただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
13	16	第3	3.1.1 概要	(3) インターフェース定義	C スマートデバイスに対応すること	「対象ブラウザ」と同様に、対象となるスマートデバイスのOS、ブラウザの種類、バージョンを限定していただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
14	16	第3	3.1.1 概要	(3) インターフェース定義	C スマートデバイスに対応すること	スマートデバイスも含めてレスポンシブデザインとするという認識でよいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
15	19	第3	3.1.2 情報格納システム(DA)	(1) 概要	B イ EADデータを登録した後に、画像データ等を登録する手順とすること。	「EADデータを登録した後に、画像データ等を登録する手順とすること」とありますが、EADデータと画像データの登録は詳細手順まで限定的にする必要はなく、同時にできる仕様とされた方が提案の自由度が高くなるかと想定されます。	要件定義書(案)のとおりとする。  データ登録に係る業務フローによるもの。
16	21	第3	3.1.2 情報格納システム(DA)	(2) EADデータ登録機能 C データベース登録機能 イ(M)	イ(M) EADデータを取りまとめたXMLファイル及びCSVファイルにより、一括登録が可能であること。	「XMLファイル及びCSVファイルにより」とありますが、両方の形式に対応していることは必須でしょうか。 必須である場合、各々の用途をご教示いただけますと幸いです。 必須では無い場合、「CSV等の汎用的な形式」または「XMLファイルまたはCSVファイル等」などの仕様記載を提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。
17	22	第3	3.1.2 情報格納システム(DA)	(3)画像データ等登録機能 A 画像データ等の扱い	イ 新規に画像データを登録する際には、各簿冊の1件目の画像についてサムネイル用の画像を自動的に生成し、EADデータと連携、システム登録できること。	「各簿冊の1件目の画像についてサムネイル用の画像を自動的に生成し」とありますが、コンテンツ特性に応じて、サムネイルは自動生成/手動生成の両方から選択できるようにすることを提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。  より良い提案を求める。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
18	30	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (1) 概要 C 画像データ等の提供	イ 画像データは、ファイル転送により提供されること。	「画像データは、ファイル転送により提供されること」とありますが、本要件の意図をご教示いただけないでしょうか。(どこからどこへの提供時に“ファイル転送”とするのが不明)	要件定義書(案)のとおりとする。
19	30	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (1) 概要 D 画像データ等の提供・閲覧	イ 画像データ等の閲覧には、基本的に専用ビューア等のプラグインは不要であることとする。但し、既に広く普及しているPDF閲覧ビューアによる場合は可とする。	「画像データ等の閲覧には、基本的に専用ビューア等のプラグインは不要」と記載されていますが、P.102の7.4.3/(1)/Jのクライアント機器のソフトウェア要件には「画像閲覧に利用するプラグイン(JPEG2000形式)」と記載があり、矛盾していると考えます。 P.56の3.5.3/(1)/D/ウ、エでは、無償のプラグインであれば利用してもよい旨が記載されているため、プラグインに関する仕様を統一し、本項でもその要件を追加いただくことを提案いたします。	要件定義書(案)を修正する。 意見は、一般利用向けの閲覧仕様に係るもので、P.102の記述は、業務上の必要性による記述であり、記載に矛盾はない。 なお、p.56の3.5.3(1)Dウ、エ、オは削除する。
20	30	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (1) 概要 E スマートデバイス対応	イ スマートデバイスとしては、タブレット端末を対象とする。	「タブレット端末を対象とする」との記載がありますが、対応すべきデバイスはタブレット端末のみでスマートフォン端末への対応は特段不要という理解でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
21	31	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (1) 概要 E スマートデバイス対応	オ 画面解像度は市場シェアの高い機種に対応することとする。	「市場シェアの高い機種」との記載がありますが、対応すべき機種数を明確化していただきたいと考えます。(例「市場シェアの高い機種のうち最大3機種まで」等)	要件定義書(案)のとおりとする。
22	31	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (2) 一般用情報提供機能	A 多言語対応 一般用情報提供システムは、多言語対応とすること。	「多言語対応とすること」とありますが、対応すべき言語を明確にしていきたいと考えます。	要件定義書(案)のとおりとする。
23	31	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (2) 一般用情報提供機能 C 検索機能	ア (H) 利用者が入力したキーワードから、あらかじめ管理者が設定したキーワードより候補語を提示するサジェスト機能を有すること。	「あらかじめ管理者が設定したキーワードより候補語を提示するサジェスト機能を有すること」とありますが、サジェストさせるキーワードは自動抽出、もしくは管理者による手動設定の両方から選択できる仕様とすることを提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。 より良い提案を求める。
24	34	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (2) 一般用情報提供機能 D 検索結果表示機能	ウ (E) ピックアップコンテンツに関しては、資料グループの階層に従い、マウスのみで閲覧ができること。	「マウスのみで閲覧ができること」とありますが、タッチパネルを制限するものではなく、“キーボードを使用せずとも閲覧ができる”という仕様であるという理解でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
25	34	第3	3.1.3 情報提供システム(DA) (2) 一般用情報提供機能 D 検索結果表示機能	ウ (J) 上項(D)の属性情報と合わせて、同コンテンツの目録データ項目に含まれる、キーワード(外部のウェブサイト再検索用)を用いた、外部のウェブサイトでの再検索ボタンを表示可能とすること。但し、同ボタンは、上記キーワードが登録されているときのみ表示可能とすること。	「外部のウェブサイトでの再検索ボタン」とありますが、該当する“外部のウェブサイト”とは何を指しておられるかをご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。 インターネット上の一般的な検索サイトを想定している。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答	
26	37	第3	3.1.3 情報提供システム(DA)及び 3.5.3 情報提供システム(アジ歴)	(2) 一般用情報提供機能 Iイ(B)  1)概要 Eア(C)	3.1.3(2) 一般用情報提供機能 Iイ(B) ダウンロードするJPEGファイルについてはシステムに搭載したPDFファイルからオンディマンドで作成する。 及び Eア(C) ダウンロードするJPEGファイルについてはシステムに搭載したPDFファイルからオンディマンドで作成する。	「オンディマンドで作成する」とありますが、オンディマンドでの生成、もしくは事前に生成しておく方法の両方から選択できる仕様とすることを提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。
27	42	第3	3.3.1 冊子体目録関連帳票	(1)帳票一覧	蓄積されたEADデータから以下の帳票を出力すること。また、基本設計書作成時、または運用期間を通じて担当職員との協議により必要な帳票を追加すること。 A 冊子体目録(公文書) B 冊子体目録(内閣文庫)	「協議により必要な帳票を追加すること」とありますが、必要な帳票数の上限をご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
28	42	第3	3.3.1 冊子体目録関連帳票	(2)帳票入出力要件	E 抽出したデータを館が指定する形式でダウンロードできること。	「抽出したデータを館が指定する形式でダウンロードできること」とありますが、この形式はP.43の3.4.1表3-6のNo.2に記載されているXMLデータであるとの認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
29	46	第3	3.5.1 概要	(3) インターフェース定義	A 対象ブラウザで各システムが利用できること	「対象ブラウザ」の定義は「2.2 用語の定義」において「HTML5対応のもの」と定義されていますが、HTML5対応のブラウザは幅広く、すべてのブラウザに対して動作保証を行うことは困難と考えられます。ブラウザの種類、バージョンを限定していただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
30	46	第3	3.5.1 概要	(3) インターフェース定義	C スマートデバイスに対応すること	「対象ブラウザ」と同様に、対象となるスマートデバイスのOS、ブラウザの種類、バージョンを限定していただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
31	46	第3	3.5.1 概要	(3) インターフェース定義	C スマートデバイスに対応すること	スマートデバイスも含めてレスポンシブデザインとするという認識でよいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
32	49	第3	3.5.2 情報格納システム(アジ歴)	(1) 概要	B オ 日本語データと同様に外国語データも扱えること。	「外国語データも扱えること」とありますが、対応すべき言語を明確にさせていただきたいと考えます。	要件定義書(案)のとおりとする。
33	51	第3	3.5.2 情報格納システム(アジ歴)	(3)画像等データ登録機能	B ア (A) 画像データの個別更新機能を持つこと。	「画像データの個別更新機能」とありますが、画像そのものを編集・更新する機能の可否を示すのか、それとも画像管理データ(テキスト)の編集・更新を示すのかを明確にいただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
34	56	第3	3.5.3 情報提供システム(アジ歴)	(1) 概要	Dウ ダウンロードした画像データを加工・印刷するためにプラグイン(専用ビューア)を必要とする場合は、サイト上に当該専用ビューアのダウンロード及びインストール手順を解説したページへのリンクを設け、利用者にこれを提供すること。	「ダウンロードした画像を加工・印刷するために～利用者にこれを提供すること」とありますが、この場合の”利用者”とは職員様のことを指しているという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
35	56	第3	3.5.3 情報提供システム(アジア) (1) 概要	Dウ ダウンロードした画像データを加工・印刷するためにプラグイン(専用ビューア)を必要とする場合は、サイト上に当該専用ビューアのダウンロード及びインストール手順を解説したページへのリンクを設け、利用者にこれを提供すること。	「ダウンロードした画像を加工・印刷するために」とありますが、画像加工に関する具体的な機能要件の記載がないように見受けられます。どの機能要件のことを指しているのかをご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
36	60	第3	3.5.3 情報提供システム(アジア) (2) 一般用情報提供機能	Cイ (G) 誤字脱字等の不具合情報を投稿するフォーム画面へのリンクを設けること。	「誤字脱字等の不具合情報を投稿するフォーム画面」とありますが、本要件に関する具体的な機能要件の記載がないように見受けられます。どの機能要件のことを指しているのかをご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
37	66	第3	3.8.2 業務支援システム (2) 利用状況把握・解析機能	Bア(C) ページ/ファイル情報及び (E) ナビゲーション	「ページ/ファイル情報」及び「ナビゲーション」とありますが、具体的にどのような情報なのかを明確にしていただけませんか。	要件定義書(案)のとおりとする。
38	68	第3	3.8.2 業務支援システム (4) 辞書管理機能	A キ 表記の揺れの管理の管理	「表記ゆれの管理の管理」とありますが、具体的にはどのような機能を想定されているのかをご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
39	68	第3	3.8.2 業務支援システム (4) 辞書管理機能	A ケ 正規化の管理	「正規化の管理」とありますが、「正規化」には様々な方式があると考えられますため、より具体的な正規化方式を明確にしていただけませんか。	要件定義書(案)のとおりとする。 より良い提案を求める。
40	69	第3	3.8.3 運用管理システム (2) 利用者管理機能		「利用者管理機能」の各権限レベル、利用権限の定義を明確化していただけませんか。	要件定義書(案)のとおりとする。
41	71	第3	3.8.4 情報連携システム (2) 情報発信機能	Cウ 国立国会図書館サーチ等現行システムとの横断検索先からの検索要求を受け付け、現行システムと同様に、適切なフォーマットで結果を返すこと。	「国立国会図書館サーチ等現行システムとの横断検索先からの検索要求を受け付け、現行システムと同様に、適切なフォーマットで結果を返すこと」とありますが、現在横断検索を行っている機関・システム名をご教示いただけないでしょうか。また、現行システムが結果を返しているフォーマットを開示いただけますと幸いです。	要件定義書(案)のとおりとする。
42	74	第3	3.8.4 情報連携システム (4) 外部インターフェース一覧	Aエ(A) 当館、及びアジア歴、国内の公文書館及び国外の同役割を持つ機関等への横断的な検索ができること。対象となるデータベースは検索プロトコルとしてZ39.50、SRU/SRWに対応していることを前提とすること。	「同役割を持つ機関等への横断的な検索ができること」とありますが、想定されている機関がございましたら補足説明としてご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
43	76	第4	4.1 規模要件 (1) 設置場所、設置機器	A 本館 イ 設置機器名 (A) 運用用クライアント端末 2台 (B) 管理用クライアント端末 2台 B アジア歴史資料センター イ 設置機器名 (A) 運用用クライアント端末 1台 (B) 管理用クライアント端末 1台	P76で示す本館に設置するとされるクライアント端末、アジア歴史資料センターに設置するとされるクライアント端末の種類、台数について、p89表7-1.「調達機器一覧」の記載内容と合っていないようですが、どちらが正しいと考えればよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
44	77	第4	4.2 性能要件	(1)Webアプリケーション A 応答(レスポンスタイム) Webアプリケーションのレスポンスタイムは、クライアント端末のブラウザからサーバーに対して要求(検索、画面遷移等)を出してから応答までにかかる時間をいう。レスポンスタイムは、クライアント端末の性能、プロバイダの回線速度・品質に影響されるため、回線品質が安定している当館内でかつネットワーク負荷が無い状態で、本システムを使用した場合のレスポンスタイムを性能目標とする。各機能の目標値を以下に設定する。	Webアプリケーションの応答(レスポンスタイム)の性能要件として、表4-1の項目が記載されておりますが、「閲覧」に関する性能要件がないため、追加すべきと考えます。	要件定義書(案)のとおりとする。
45	79	第5	5.1.1 可用性	(2) 機器の突発障害等による運用停止を防ぐために、一般用情報提供機能については冗長化するなどし、稼働率99.9%を維持できる機器構成とすること。	一般用情報提供機能が利用する画像用ストレージに至るまでのネットワーク経路や利用するストレージ機器の稼働率等も踏まえて、稼働率99.9%の要件を満たす認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
46	79	第5	5.1.1 可用性	(4) DNS機能に障害が発生した場合、既存業務サーバーの同機能を利用し、システム全体に影響を与えないこと。	左記の「既存業務サーバー」は、具体的にどのサーバを指していますでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
47	81	第6	6.1 権限要件	(2) 利用者制限(ディレクトリサーバー機能) グループウェアを利用する際に、利用者ID及びパスワード認証をすることにより、無効又は不正利用者の利用制限を実現できること。また、利用者IDによりアクセス可能な範囲の制限ができること。	「グループウェア」とありますが、このシステム(もしくはサービス)の役割・位置付けに関する情報が記載されておられません。ご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
48	81	第6	6.2 情報セキュリティ対策	「独立行政法人国立公文書館情報セキュリティポリシー情報セキュリティ管理基準」(平成25年3月29日 館長決定)を踏まえ、以下の情報セキュリティ対策を実施すること。 今回導入する機器のソフトウェアについては、導入時点でのセキュリティホール等に対する最新の修正を行った上で提供することとする。 また、今後セキュリティホール関連で新たな修正が出た場合、速やかに対応できる体制を整えることとする。なお、当館システムの24時間のセキュリティ監視を含めてセキュリティ維持に係る全般の事項については、運用設計書作成時に担当職員と別途協議することとする。	情報セキュリティ要件に、『第三者によるセキュリティ診断実施』を追加されることをご提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。
49	85	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件	(1)ロケーション B 国立公文書館本館より公共交通機関用いて片道2時間程度でアクセスできる場所であること。(第11 保守要件参照)	トラブル発生時の職員の駆けつけ時間を考慮すると、国立公文書館本館から公共機関を用いて片道1時間程度でアクセスできる場所に設置すべきかと考えます。 他の政府調達においても片道1時間程度という仕様が通例になっていると認識しておりますが、2時間とされている意図をご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
50	85	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件	(1)ロケーション C 建物は海から離れ、津波・高波・塩害等の自然災害の影響がない場所に立地していること。	「建物は海から離れ～」とありますが、海から離れていなくても十分な耐震性等を考慮した立地条件及び建物条件を備えていれば自然災害の影響はないと想定しておりますが、本要件の意図をご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
51	86	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件 (2)施設・設備	B イ 非常用発電機の燃料備蓄量は、停電時でも24時間以上の対応が可能となっていること。	「非常用発電機の燃料備蓄量は、停電時でも24時間以上の対応が可能となっていること」とありますが、連続供給時間を48時間以上とすることを提案いたします。(例『非常用発電機の燃料備蓄量は、停電時でも48時間以上の対応が可能となっていること。』)	要件定義書(案)のとおりとする。
52	86	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件 (2)施設・設備	B エ UPSのバッテリー保持時間は5分以上であること。	「UPSのバッテリー保持時間は5分以上であること」とありますが、UPSバッテリー保持時間は20分以上とすることを提案いたします。(例『UPSのバッテリー保持時間は20分以上であること。』)	要件定義書(案)のとおりとする。
53	86	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件 (2)施設・設備	B オ 電気設備(受変電・非常用発電機・UPS)の点検を年1回以上実施し、その記録を残していること。	「電気設備(受変電・非常用発電機・UPS)の点検を年1回以上実施し、その記録を残していること」とありますが、非常用発電機は年1回以上の有負荷試験も実施することを提案いたします。(例『電気設備(受変電・非常用発電機・UPS)の点検を年1回以上実施し、その記録を残していること。また、非常用発電機については年1回以上の有負荷試験を実施、その記録を残していること。』)	要件定義書(案)のとおりとする。
54	87	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件 (3) データセンター運用	B イ アウトソーシングデータは顧客との契約に従ってバックアップをとる体制を定め、文書化すること。	「アウトソーシングデータは顧客との契約に従ってバックアップをとる体制を定め、文書化すること」とありますが、「アウトソーシングデータ」とは具体的にどういったデータを指すのかをご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。 本システム上の各種データをいう。
55	87	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件 (3) データセンター運用	Cウ その他認定基準(ISO9001、コンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000)を取得していること。	「その他認定基準(ISO9001、コンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000)を取得していること」とありますが、「取得」ではなく「準拠」、または「望ましい」と文言を変更頂くことを提案いたします。 (例『その他認定基準(ISO9001、コンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000)を準拠していること。』) (例『その他認定基準(ISO9001、コンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000)を取得していることが望ましい。』)	要件定義書(案)を修正する。
56	87	第7	7.1.2 データセンター施設・設備要件 (3) データセンター運用	Cウ その他認定基準(ISO9001、コンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000)を取得していること。	「その他認定基準(ISO9001、コンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000)を取得していること」とありますが、データセンターの運用についてはコンピュータシステムの安全対策基準準拠、ISO20000より、ISO22301(旧BCMS)のほうが適切かと考えるため文言を変更頂くことをご提案いたします。 (例『その他認定基準(ISO9001、ISO22301)を準拠していること。』)	要件定義書(案)のとおりとする。
57	90	第7	7.2.2 ハードウェア構成 (2)ストレージ A 信頼性	ア RAID等、耐障害性向上のための構成 (1)RAID機能をサポートすること。 (2)RAIDコントローラを二重化すること。 (3)ホットプラグ対応すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 ア RAID等、耐障害性向上のための構成 (1)RAID機能またはそれ同等のデータ保護機能をサポートすること。 (2)RAIDコントローラを二重化すること、または同等以上のコントローラ(ノード)を搭載し、信頼性を確保すること。 (3)ホットプラグ対応すること。	要件定義書(案)のとおりとする。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
58	90	第7	7.2.2 ハードウェア構成 (2)ストレージ A 信頼性	イ 多重化 (1)ホットスペアを実装し、突発障害に対応できる構成とすること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 イ 多重化 (1)ホットスペアまたはそれ同等の機能を実装し、突発障害に対応できる構成とすること。	要件定義書(案)のとおりとする。
59	90	第7	7.2.2 ハードウェア構成 (2)ストレージ C 保守性	イ 日本国内でのベンダーのサポートがあり、日本語のマニュアルが提供されていること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 イ 日本国内でのベンダーのサポートがあり、日本語のマニュアルまたは操作手順書が日本語で提供されていること。	要件定義書(案)のとおりとする。
60	95	第7	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプ A A RAID構成等	10,000rpm以上のSASディスクドライブを使用し、RAID5を構成すること。この際、データ、パリティの割合は5:1以上とする。この場合の”以上”とは、パリティ比率が大きくなることを意味する。	下記の内容に変更をお願いいたします。 10,000rpm以上のSASディスクドライブまたはフラッシュドライブを使用し、RAID5またはそれ以上のデータ保護機能を有すること。なお、SASディスクドライブを使用する場合は、データ、パリティの割合は5:1以上とする。この場合の”以上”とは、パリティ比率が大きくなることを意味する。 フラッシュドライブを使用する場合は、データとパリティはメーカーの推奨する割合とする。	要件定義書(案)のとおりとする。
61	95	第7	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプ A B キャッシュ機能	イ 停電時にはキャッシュデータを不揮発メモリに退避することにより、データ保持時間の制限がないこと。	下記の内容に変更をお願いいたします。 イ 停電時にはキャッシュデータを不揮発メモリまたはディスク上の専用退避領域に退避することにより、データ保持時間の制限がないこと。	要件定義書(案)のとおりとする。
62	95	第7	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプ A D ホットスペア ディスクドライブ	筐体ごとに2個以上のホットスペアディスクドライブを用意すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 筐体ごとに2個以上のホットスペアディスクドライブまたはディスクドライブ2個分以上のホットスペア容量を用意すること。	要件定義書(案)のとおりとする。
63	96	第7	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプ A E ディスク交換機能	予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブまたはホットスペア領域へデータを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。	要件定義書(案)のとおりとする。
64	96	第7	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプ A F リモート通報機能	ハードウェアの異常、障害予兆が発生した場合に、遠隔地へE-mailにて通知する機能を有すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 ハードウェアの異常、障害予兆が発生した場合に、遠隔地へE-mailあるいは他の方法等にて自動通報する機能を有すること。また、24時間 365日のリモート保守が可能であること。	要件定義書(案)のとおりとする。
65	96	第7	7.3.2 ストレージ機器 追記 I フラッシュドライブ の活用	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプA への追記	下記の内容を追記をお願いいたします。 フラッシュドライブを有効活用し、性能の担保およびコスト削減を同時に実現する機能を有すること。	要件定義書(案)のとおりとする。
66	96	第7	7.3.2 ストレージ機器 J 重複排除および 圧縮 機能	7.3.2 ストレージ機器 (1) ストレージタイプA への追記	下記の内容を追記をお願いいたします。 フラッシュドライブを利用する場合は、重複排除、圧縮機能を有すること。	要件定義書(案)のとおりとする。



No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
67	96	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B LAN を通してデータの送受信を行い、ファイル共有を可能とする Network Attached Storage(NAS)システムであること。制御部は専用 OS を搭載、ネットワーク処理とファイルシステム処理を一体化することにより高速処理を可能とすること。RAID 上の全データブロックを管理するとともに、書き込み要求ごとに一時的にメモリに保存したデータを、近傍となる空きブロックへ一括して書き込み処理を実施することでシーク時間を短縮し、高速処理が可能なディスクアクセス方式であること。 また、次に挙げる仕様を満たすこと。	下記の内容を削除をお願いいたします。 書き込み要求ごとに一時的にメモリに保存したデータを、近傍となる空きブロックへ一括して書き込み処理を実施することでシーク時間を短縮し、高速処理が可能なディスクアクセス方式であること。また、次に挙げる仕様を満たすこと。	要件定義書(案)のとおりとする。  一般的なストレージ仕様を要求するものである。
68	96	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B A RAID構成 10,000rpm以上のFCディスクドライブもしくはSASディスクドライブを使用し、RAID6相当で構成すること。	下記の内容を変更をお願いいたします。 パリティ方式によるデータ保護によりRAID6を超える高い保護性能を持つ場合は、SATAディスクドライブの使用も可としていただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
69	96	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B E ホットスペアディスクドライブ 筐体ごとに2個以上のホットスペアディスクドライブを用意すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 筐体ごとに2個以上のホットスペアディスクドライブまたはディスクドライブ2個分以上のホットスペア容量を用意すること。	要件定義書(案)のとおりとする。
70	96	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B F ディスク交換機能 予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブまたはホットスペア領域へデータを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。	要件定義書(案)のとおりとする。
71	96	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B G リモート通報機能 ハードウェアの異常、障害予兆が発生した場合に、遠隔地へE-mailにて通知する機能を有すること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 ハードウェアの異常、障害予兆が発生した場合に、遠隔地へE-mailあるいは他の方法等にて自動通報する機能を有すること。また、24時間 365日のリモート保守が可能であること。	要件定義書(案)のとおりとする。
72	96	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B H 高速バックアップ機能 高速かつ効率的にバックアップイメージを作成し、ディスク容量を抑制しながらバックアップが可能なこと。	下記の内容にご質問いたします。 高速バックアップ機能はスナップショット機能によりディスク容量を抑制しながらバックアップを取得することよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。  一般的なバックアップ仕様を要求するものである。
73	97	第7	7.3.2 ストレージ機器	(2) ストレージタイプ B I 活性の容量変更機能 運用中に動的に容量増減を可能とするファイルシステムであること。ディスク1本単位で活性増設が可能であること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 運用中に動的に容量増減を可能とするファイルシステムであること。増設の場合は、活性増設が可能であること。	要件定義書(案)を修正する。
74	100	第7	7.3.2 ストレージ機器	(6) その他 C バックアップ装置-1 I テープドライブは、Ultrium6/Ultrium5/Ultrium4に対応していること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 I テープドライブまたは、仮想テープライブラリーは、Ultrium6/Ultrium5/Ultrium4に対応していること。	要件定義書(案)のとおりとする。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
75	100	第7	7.3.2 ストレージ機器 (6) その他 C バックアップ装置-1	ウ ホストインターフェースとして、Ultrium6 及び Ultrium5 で SAS (最大 6Gbit/s)ファイバチャネル(最大 8Gbit/s)を満たすこと。	下記の内容に変更お願いいたします。 ホストインターフェースとして、Ultrium6 及び Ultrium5 で SAS (最大 6Gbit/s)、ファイバチャネル(最大 8Gbit/s)、 <u>IPネットワーク(最大10Gbit/s)</u> 、を満たすこと。	要件定義書(案)のとおりとする。
76	100	第7	7.3.2 ストレージ機器 追記 エ 重複排除および圧縮機能を有すること。	7.3.2 ストレージ機器 (6) その他 C バックアップ装置-1 への追記	下記の内容を追記をお願いいたします。 <u>エ 重複排除および圧縮機能を有すること。</u>	要件定義書(案)のとおりとする。
77	100	第7	7.3.2 ストレージ機器 (6) その他 D バックアップ装置-2	イ テープドライブは、Ultrium6/Ultrium5/Ultrium4に対応していること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 <u>イ テープドライブまたは、仮想テープライブラリーは、Ultrium6/Ultrium5/Ultrium4に対応していること。</u>	要件定義書(案)のとおりとする。
78	100	第7	7.3.2 ストレージ機器 (6) その他 D バックアップ装置-2	ウ ホストインターフェースとして、Ultrium6 及び Ultrium5 で SAS (最大 6Gbit/s)ファイバチャネル(最大 8Gbit/s)を満たすこと。	下記の内容に変更お願いいたします。 ホストインターフェースとして、Ultrium6 及び Ultrium5 で SAS (最大 6Gbit/s)、ファイバチャネル(最大 8Gbit/s)、 <u>IPネットワーク(最大10Gbit/s)</u> 、を満たすこと。	要件定義書(案)のとおりとする。
79	100	第7	7.3.2 ストレージ機器 追記 エ 重複排除および圧縮機能を有すること。	7.3.2 ストレージ機器 (6) その他 D バックアップ装置-2 への追記	下記の内容を追記をお願いいたします。 <u>エ 重複排除および圧縮機能を有すること。</u>	要件定義書(案)のとおりとする。
80	101	第7	7.4.3 クライアント機器のソフトウェア要件 (1)共通要件	A OS(Windows8.1※Windows7へのダウングレードが可能なこと) B ウイルス対策ソフトウェア C Microsoft Office Professional Plus 2013(マイクロソフト) D Webブラウザ E Adobe Reader11(アドビシステムズ) F 秘文AE Information Cypher v9(秘文) G 秘文AE Information Fortress v9(秘文) H 秘文AE Optical Disc Encryption v9(秘文) I SKYSEA Client View 7.0(SKYSEA) J 画像閲覧に利用するプラグイン(JPEG2000形式)	クライアント端末については、P89表7-1「調達機器一覧」で用途別に分類されているようですが、全ての端末について、例外なく、全く同じソフトウェアをインストールするという理解でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
81	110	第9	9.1.2 現行システムからのデータ移行要領 (1) 及び (2)	(1) 現行のデジタルアーカイブ及びアジ歴システムからのデータ移行は、データの欠損、欠落が生じないよう最新の注意を払いながら、受注者の責任において行うこととする。  (2) 移行にあたっては、現行システム稼動中に、あらかじめデータを抽出し、開発中の新システムにデータ登録を行い、データ登録済のシステムを構築し、旧システムから速やかに切り替えること。	現行システムからのデータ抽出作業は、現行の運用・保守業者しか実施できません。現行システムからのデータ抽出作業は現行の運用・保守業者であると明記いただけないでしょうか。 また、データの欠損、欠落に関しては受注者へのデータ受け渡し完了までは現行の運用・保守業者の責任において行うことと明記いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。  現行システムからのデータ抽出は、現行システム運用・保守業者が行うことを想定している。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答	
82	110	第9	9.1.2 現行システムからのデータ移行要領	(3) データ移行のスケジュールは、現在下記のように想定している。詳細は移行実施計画書作成時に確定することとする。	A イ 2016年2月末までに、現行アジ歴システムに登録されている館提供分の画像及び B イ 2016年9月中旬までに、現行アジ歴システムに登録されているアジ歴画像データ(館提供分を除く)をDA等システム(アジ歴部分)に移行すること。尚、移行に当たっての画像データ変換作業は、本件調達外とするが、本件受託者はデータ変換作業受託者と緊密に連携し、期日までにデータ移行、登録を完了すること。	データ変換作業受託者は別途調達されるのでしょうか。すでに業者が決定している場合、業者名をご教示いただけないでしょうか。別途調達を予定されている場合、業者決定時期をご教示いただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
83	111	第9	9.1.2 現行システムからのデータ移行要領	(3) B アジ歴	ウ 2016年9月中旬までに、上記ウの2016年度分新規データを現行システムから新システムに移行する。	左記「上記ウの2016年度分新規データ」の記述ですが、「上記アの2016年度分新規データ」を指しているという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
84	111	第9	9.1.2 現行システムからのデータ移行要領	(4)	データ移行にあたっては、全EADデータ、画像データが正しく移行されたかどうか確認することとし、適切な対応を取る。なお、EADデータの登録は、移行期間中も継続して実施されることを考慮したうえで対応すること。	「EADデータの登録は、移行期間中も継続して実施される」とありますが、現行システムにおける登録作業の頻度をご教示いただけないでしょうか。(例.1ヶ月に1件程度等)	要件定義書(案)のとおりとする。 要件定義書第9章移行要件定義を参照すること。
85	114	第9	9.2.1 ユーザー教育等	(4)	なお、研修は、担当職員、職員等、利用者の種別毎にそれぞれ実施すること。	「担当職員、職員等」と記載がありますが、利用者の種別は何種類を想定されていますでしょうか。また、研修を行う際は、利用者の種別毎にそれぞれ実施するという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
86	115	第10及び第11	(指定なし)			運用・保守期間について明確にいただけないでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
87	115	第10	10.1.2 運用業務	(2)	・館およびアジ歴が可搬媒体でデータセンターに搬送。 ・登録作業が終了した段階で、データセンターに於いて可搬タイプ磁気ディスク装置をシステムから切り離し、館またはアジ歴に安全な方法で搬送する。	館、アジ歴、データセンター間の可搬媒体の搬送時の責任分界点として、セキュリティ便などによる発着に至るまでの物理機器損失や情報漏えい防止対策などの責任範囲はお客様での範囲という理解でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
88	115	第10	10.1.2 運用業務	(2)	・館およびアジ歴が可搬媒体でデータセンターに搬送。 ・登録作業が終了した段階で、データセンターに於いて可搬タイプ磁気ディスク装置をシステムから切り離し、館またはアジ歴に安全な方法で搬送する。	国立公文書館、アジア歴史資料センターとデータセンター間における可搬媒体の搬送における機器損失や情報漏えい防止対策等については、国立公文書館、アジア歴史資料センターにて実施していただくという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
89	116	第10	10.1.2 運用業務	(4)	ソフトウェア又はハードウェアの異常発生後、24時間以内に本システムを正常復旧させること。但し担当職員との協議の上、復旧が不可能と判断された場合はこの限りではない。	左記の「異常」は、「業務を継続できない障害」という認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
90	116	第10	10.1.2 運用業務	(6)	毎月1回定例会を開催し、システム・機器・ソフトウェア等の運用状況等(運用上の課題が生じた場合はその対応方法等を含む)について取りまとめ、報告すること。	定例会の開催について、DAシステム及びアジ歴システムの運用状況報告を本館で一括して報告するという理解でよろしいでしょうか。もしくは、システム毎別々に定例会を開催する必要がありますでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
91	117	第10	10.1.2 運用業務 (10)	システムの利用者及び適用に当たっての具体的操作、障害時の対処等を支援するため、ヘルプデスク等を設置し、一般利用者、職員からの電話あるいは電子メール等による問合せに対応すること。	一般利用者様からの問い合わせを、直接受け付けるものではなく、担当職員様が受け付けた一般利用者様からの問い合わせに回答していただくという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
92	118	第10	3 バックアップ要 (2)	リカバリ対策として、テープライブラリ装置を設置し、システム運用停止をせずにバックアップが可能な構成とすること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 リカバリ対策として、テープライブラリ装置、または仮想テープライブラリ装置を設置し、システム運用停止をせずにバックアップが可能な構成とすること。	要件定義書(案)のとおりとする。
93	118	第10	3 バックアップ要 (3)	テープライブラリ装置を用いたバックアップ/リストア作業が行えること。	下記の内容に変更をお願いいたします。 テープライブラリ装置、または仮想テープライブラリ装置を用いたバックアップ/リストア作業が行えること。	要件定義書(案)のとおりとする。
94	118	第10	3 バックアップ要 (6) 表10-1.	表 10.1 バックアップ一覧 No. 2, 4, 5, 6, 7の方式の記載項目「テープ」	下記の内容に変更をお願いいたします。 「テープ」という記載を「テープ、または仮想テープ」	要件定義書(案)のとおりとする。
95	119	第10	10.4 業務支援要件 (3)	D ウェブサイト全般の管理・運営、デザインの微細な変更、必要なページの作成を行うこと。	HTMLの作成・画像の作成・デザインを行う業務は含まれず、定型化できる範囲での作業内容という認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
96	119	第10	10.4 業務支援要件 (4)	業務時間は、平日の午前9時から午後6時00分(日本時間)までとする。担当職員との協議による業務時間の延長はこの限りではない。 尚、館において、月に1回程度、土曜日に業務を行うこと。	勤務従事者は、休憩および休憩を取得できると考えてよろしいでしょうか。たとえば12:00から13:00の昼食の休憩、年20日程度の休暇等。 また、休暇を取得した際の交代要員の派遣が必要となりますでしょうか。 交代要員の派遣が必要である場合、急病・交通機関の影響・災害等の事前に想定できない事由については交代要員の派遣対象から除外する、という認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
97	120	第11	11.2.1 ソフトウェア保守要件 (3) (4)	(3)ソフトウェアの修正に関する情報を提供すること。 (4)パッケージ製品のバグ修正用パッチの配布があった場合には、必要なメディア及びマニュアル等を担当職員が指定する場所に送付すること。	左記の記述ですと、「情報提供のみの対応」と読み取れてしまいますが、システムに影響を与えるソフトウェアの修正情報、OSの緊急脆弱性情報があった場合には、影響調査を実施後、「作業内容、スケジュール、停止時間」等の作業計画を作成して、担当職員様と協議の上、修正パッチ等の適用作業を行う認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
98	120	第11	11.2.1 ソフトウェア保守要件 (3) (4)	(3)ソフトウェアの修正に関する情報を提供すること。 (4)パッケージ製品のバグ修正用パッチの配布があった場合には、必要なメディア及びマニュアル等を担当職員が指定する場所に送付すること。	(3)(4)ともに、システムに影響を与えるソフトウェアの修正情報、OSの緊急脆弱性情報があった場合には、 ・影響調査を実施 ・担当職員様と協議の上、修正パッチ等の適応作業の実施を実施するという認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
99	121	第11	11.2.1 ソフトウェア保守要件 (13)	ソフトウェア障害時の出勤に関しては、連絡から2時間以内で障害現場に到着可能とすること。	左記の「ソフトウェア障害」は、「業務を継続できないようなソフトウェア障害」という認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。

「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等要件定義書(案)」意見招請 回答一覧表

No.	頁	要件定義書(案)項番		要件定義書(案)記載事項	意見内容	回答
100	121	第11	11.2.1 ソフトウェア保守要件 (13)	ソフトウェア障害時の出勤に関しては、連絡から2時間以内で障害現場に到着可能とすること。	ソフトウェア障害時の出勤は、リモート作業が可能な拠点も障害現場と同等であるとの認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
101	121	第11	11.2.2 ハードウェア保守要件 (2) (3)	(2)システム基本ソフトウェアの修正情報、ファームウェアの修正情報を提供すること。 (3)システム基本ソフトウェア及びファームウェアバグ修正用パッチ及びアップデートの配布があった場合には、必要なメディア及びマニュアル等を担当職員が指定する場所に送付すること。	左記の記述ですと、「情報提供のみの対応」と読み取れてしまいますが、システムに影響を与えるシステム基本ソフトウェアの修正情報、ファームウェアの修正情報があった場合には、影響調査を実施後、「作業内容、スケジュール、停止時間」等の作業計画を作成して、担当職員様と協議の上、修正パッチ等の適用作業を行う認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)を修正する。
102	121	第11	11.2.2 ハードウェア保守要件 (4)	ハードウェア障害時の出勤に関しては、連絡から2時間以内で障害現場に到着可能とすること。	左記の「ハードウェア障害」は、「業務を継続できないようなハードウェア障害」という認識でよろしいでしょうか。	要件定義書(案)のとおりとする。
103	126	第13	13.1.1		受注者の条件として、ISO14001やプライバシーマークを追記することを提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。
104	126	第13	13.1.1		受注者の条件として認定資格だけでなく、本件同等規模の開発実績・保守実績を求めることを提案いたします。合わせて開発実績・保守実績はなぜ「本件同等規模と判断したか」という提案根拠も求めることを提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。
105	126	第13	13.1.1		受注者の条件として、最適化計画対象案件の開発実績を求めることを提案いたします。	要件定義書(案)のとおりとする。